

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	9	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>再生可能エネルギー発電設備（「再エネ設備」）を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、以下の措置を講ずること。</p> <p>① 平成29年3月末までとなっている取得期限を延長すること。</p> <p>② 匿名組合出資を通じて投資する場合における賃貸要件を不要とすること。</p>		
関係条文	租税特別措置法 67 条の 15		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — () (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>「日本再興戦略 2016」に掲げられた、金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてのインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドについて、平成28年度税制改正（再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長（10年→20年））を受け、平成28年6月に第1号案件が上場。一方、再エネ設備の取得期限（平成29年3月末まで）により実質的に本件税制が日切れとなるところ、上記政策目的の実現に向け、平成29年度以降も引き続き上場ニーズに対応することを通じてインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を後押しするため、取得期限の延長（本特例の延長）が必要。</p> <p>また、機関投資家等から匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分を、インフラファンドに移転して上場することが容易になるよう、投資法人が匿名組合出資を通じて再エネ設備に投資する場合におけるペイスルー課税の特例について一部要件（賃貸要件）の緩和が必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>〈政策評価体系図〉</p> <p>Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備</p> <p>〈成長戦略等〉 「日本再興戦略 2016」抜粋 第２ 具体的施策 Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革 ２－２. 活力ある金融・資本市場の実現 ⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化 ・ 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る</p>
	政策の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成・上場ニーズに引き続き対応することを通じて、インフラファンド市場への民間投資の参入や流動性の向上を促し、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	3年の延長を要望する。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
	政策目標の達成状況	平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10 年→20 年)されたことを受け、平成 28 年 6 月に東京証券取引所のインフラファンド市場において第 1 号案件が上場。 なお、インフラファンドの組成・上場について引き続き具体的なニーズが認められることから、政策目標の達成に向け、本件税制優遇措置の延長が必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	足下において、平成 28 年 6 月に上場した第 1 号案件に引き続き具体的な準備や検討に着手した案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限延長により、これらの案件での本特例の適用が見込まれる。 また、匿名組合出資を通じて再エネ設備に投資する場合の租特上の要件を一部緩和することにより、匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際に本特例の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10 年→20 年)されたことを受け、平成 28 年 6 月に第 1 号案件が上場されており、措置の有効性が認められる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	投資法人のペイスルー課税の特例に関する要望であり、予算その他の措置によっては実現できないことから、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 28 年 6 月にインフラファンド市場において第 1 号案件が上場（決算期末到来のため、今後本件措置が適用となる見込み）。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 28 年 6 月にインフラファンド市場において第 1 号案件が上場（決算期末到来のため、今後本件措置が適用となる見込み）。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>インフラファンドの組成・上場に当たっての実務上の課題を解消し、一般投資家に新たな投資機会を提供することにより、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進を図り、以って金融資本市場の利便性向上及び活性化、並びに再エネ設備への投資の促進を図ること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が 10 年から 20 年に延長されたことを受け、平成 28 年 6 月に東証のインフラファンド市場において第 1 号案件が上場、他にも複数案件が上場に向けた準備や検討に着手している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度税制改正において本特例創設を要望。 平成 28 年度税制改正要望にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長（10 年→20 年）を要望。</p>